

## 小郡市建設工事総合評価方式実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、小郡市が発注する工事の請負契約において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2の規定に基づき、総合評価方式により実施する場合の事務処理について必要な事項を定める。

### (対象工事)

第2条 本要領の対象となる工事は、予定価格1億5000万円以上の工事で、施工能力等と入札価格を一体として評価することが妥当と認められる工事として市長が指定するものとする。

### (小郡市入札参加業者選定委員会)

第3条 小郡市入札参加業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）は、次に掲げる事項の審査及び決定を行う。

- (1) 総合評価方式による入札を行うことの適否
- (2) 評価の方法及び技術評価の基準（以下「落札決定基準」という。）

### (小郡市総合評価技術委員会)

第4条 選定委員会は、前条第2号に規定する落札決定基準に関する審査及び決定を行う場合に、小郡市総合評価技術委員会（以下「技術委員会」という。）の意見を聴かなければならない。

- 2 前項の意見聴取の際、第9条の規定による落札者を決定するときに改めて技術委員会の意見を聴く必要があるとの意見が述べられたときは、市長が当該事項を決定しようとするときに、あらかじめ技術委員会の意見を聴かなければならない。

### (総合評価の方法及び形式)

第5条 総合評価は、標準点に技術評価における評価項目ごとの得点の合計点である加算点を加えたもの（以下「技術評価点」という。）を当該入札者の入札価格で除す次式で得られた評価値をもって行うものとする。

$$\text{技術評価点} = \text{標準点} + \text{加算点}$$

$$\text{評価値} = [\text{技術評価点} (\text{標準点} + \text{加算点})] / [\text{入札価格}]$$

- 2 総合評価の形式は、特別簡易型とする。

### (技術評価の基準)

第6条 技術評価の基準は、次のとおりとする。

#### (1) 評価項目

評価項目は、工事の目的・内容により必要となる技術的要件等に応じ設定するものとする。

(2) 得点配分

各評価項目に対する得点配分は、その必要度、重要度に応じて定めるものとする。

(入札公告等に示す事項)

第7条 総合評価方式により入札を行う場合、公告に地方自治法施行令第167条の6に定めるもののほか、次に掲げる事項を明示するものとする。

- (1) 総合評価方式による入札であること。
- (2) 落札者決定基準
- (3) 総合評価の評価項目及び配点に関すること。
- (4) 落札者の決定結果に疑問がある場合、その理由について説明を求めることができること。

(調書の提出)

第8条 入札参加希望者は、第6条の評価項目に応じ、必要となる調書を市長に提出するものとする。

(落札者の決定)

第9条 市長は、入札価格が予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者のうち、第5条第1項に規定する評価値の最も高い者を落札者とする。ただし、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、くじにより落札者を定めるものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。